

函館市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活指導、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するために実施するシルバーハウジング生活援助員派遣事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業の実施を社会福祉法人に委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、別表第1に掲げる公営住宅(以下「シルバーハウジング」という。)の入居者(以下「入居者」という。)とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるサービス等とする。

- (1) 生活指導・相談に関する事。
- (2) 安否の確認に関する事。
- (3) 一時的な家事援助に関する事。
- (4) 緊急時の対応に関する事。
- (5) 関係機関等との連絡に関する事。
- (6) 利用者相互および地域との交流等の行事に関する事。
- (7) その他日常生活上必要な援助に関する事。

(生活援助員の派遣)

第5条 第2条別表第1に掲げる社会福祉法人(以下「受託者」という。)は、シルバーハウジングに生活援助員を派遣して事業を実施するものとする。

(生活援助員の要件)

第6条 生活援助員は、心身ともに健全であり、高齢者の福祉について理解と熱意を有し、かつ、事業を適切に実施する能力を有する者とする。

(老人福祉施設等との連携)

第7条 受託者は、事業の実施に当たっては、デイサービスセンター、地域包括支援センター、特別養護老人ホームおよび保健、医療機関ならびに消防本部等との連携により、事業の円滑な実施を図るとともに、自治会等地域社会による協力、支援を得られるよう努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 入居者は、生活援助員派遣に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により入居者が負担すべき費用の額(以下「負担額」という。)は、別表第2のとおりとする。

3 入居者が月の途中で入居し、または退居した場合においては、その月の負担額は日割によって計算(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)する。

4 負担額は、納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、入居者のプライバシーの確保に十分配慮し、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（3条関係）

公 営 住 宅
市営住宅花園団地4号棟

別表第2（第8条関係）

入居者世帯の税額等による階層区分		負担額 1 月 当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年分の所得税が非課税の世帯	0円
C	生計中心者の前年分の所得税の額が9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年分の所得税の額が9,600円を超え32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年分の所得税の額が32,400円を超え42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年分の所得税の額が42,000円を超える世帯	4,900円

備考 この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第92条第1項および第95条第1項から第3項までの規定、租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定ならびに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第9号）附則第18条の規定は、適用しないものとする。）をいう。